十二　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

［号を削る。］

［号を削る。］

十三　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象保険会社等（保険業法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第百四十九条第一項第五号に該当する場合を除く。）

十四　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象保険会社等（当該郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象保険会社等に限る。）が当該子会社対象保険会社等に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）

十四の二　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（当該郵便保険会社の子会社及び他業保険業高度化等会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業保険業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業保険業高度化等会社となったことを知った場合

十五　［略］

十六　劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則第八十五条第一項第二十一号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（同項第二十一号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十七　劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

［十八～二十一　略］

［２～４　略］

５　第一項第十二号に掲げる場合において、保険業法第百六条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十三号に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

場合、法第百四十一条第三項の規定により認可を受けている場合（第二十二条第一項第八号又は第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第五項の規定により認可を受けている場合（第二十三条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十一条第七項の規定により認可を受けている場合（第二十四条第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百四十九条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。）

十一　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十三号に掲げる場合を除く。）

十二　保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

十三　郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十四　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

［号を加える。］

［号を加える。］

十五　［同上］

十六　劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十七　劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

［十八～二十一　同上］

［２～４　同上］

５　第一項第九号又は第十一号に掲げる場合において、保険業法第百六条第一項第十三号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。